政　令

学校教育法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十八号

学校教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「及び」を「並びに」に改め、「休業日」の下に「又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省令第三十六号

学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十八号）の施行に伴い、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十三日

文部科学大臣　林　芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六十一条　公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。 一・二　［略］ 三　学校教育法施行令第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める日	**第六十一条**　公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。 一・二　［同上］ 三　学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。